

第2 情報システムについて

1. 税務システムの概要

(1) システムの構成

① 群馬県県税電算総合システム

ア 課税・収納債権情報を管理する全税目を対象とした税務事務の基幹システムである。

イ 税務課、県税事務所等及び自動車税事務所にて、当該システムが利用され、クライアント端末数は336、ユーザ数はおよそ290名である。

ウ 群馬県財務規則の項目に基づき、支払・収納データの仕訳を作成している。群馬県県税電算総合システムで作成された仕訳データを対象として、フロッピーディスクを介して、財務会計システムに取り込まれる。

エ 平成23年9月に、ホストコンピュータからサーバによる処理に変更された。ホストコンピュータの稼働時間は、8時30分から17時30分までであったが、サーバに切り替わってからは、7時から22時までとなり、利用ユーザの利便性が向上した。サーバは、委託先のセキュアデータセンター（情報に対する各種の安全対策が整備された施設）で管理・運用されている。

② マルチペイメントネットワーク(MPN)システム

ア 金融機関と収納機関（企業、官公庁及び地方公共団体）との間の収納手続を電子化するためのネットワークシステムであり、金融機関からの収納情報は、通信サーバ(*1)及び収納サーバ(*2)を介して、群馬県県税電算総合システムに送られる。

(*1) 通信サーバ

金融機関からの依頼内容を基に、照会、消込、又は取消の処理を行い、処理結果を金融機関に通知する。

(*2) 収納サーバ

基幹システムの一部として、群馬県県税電算総合システムと連携して収納業務処理をする。

イ NTTデータが提供している標準ソフトウェアを使用しており、プログラムの変更開発は発生しない。

ウ 平成18年1月から稼働しており、サーバは、委託先のセキュアデータセンターで管理・運用されている。

③ 電子申告審査システム(eL T A X)

- ア 納税者からの電子申告は、インターネットを介して地方税ポータルシステム(呼称：eL T A X(社)地方税電子化協議会(全都道府県、全市区町村で構成)が運営)で受け付け、各地方団体(共同利用の場合は事業者)に送信される。
- イ 群馬県分の申告データ(法人二税・地方法人特別税)は、同ポータルセンターを通じて群馬県の審査サーバで受信し、群馬県県税電算総合システムに送られる。
- ウ N T Tデータが提供している標準ソフトウェアを使用しており、プログラムの変更開発は発生しない。クライアント端末数は30。
- エ 平成18年1月から稼働しており、サーバは、委託先のセキュアデータセンターで管理・運用されている。

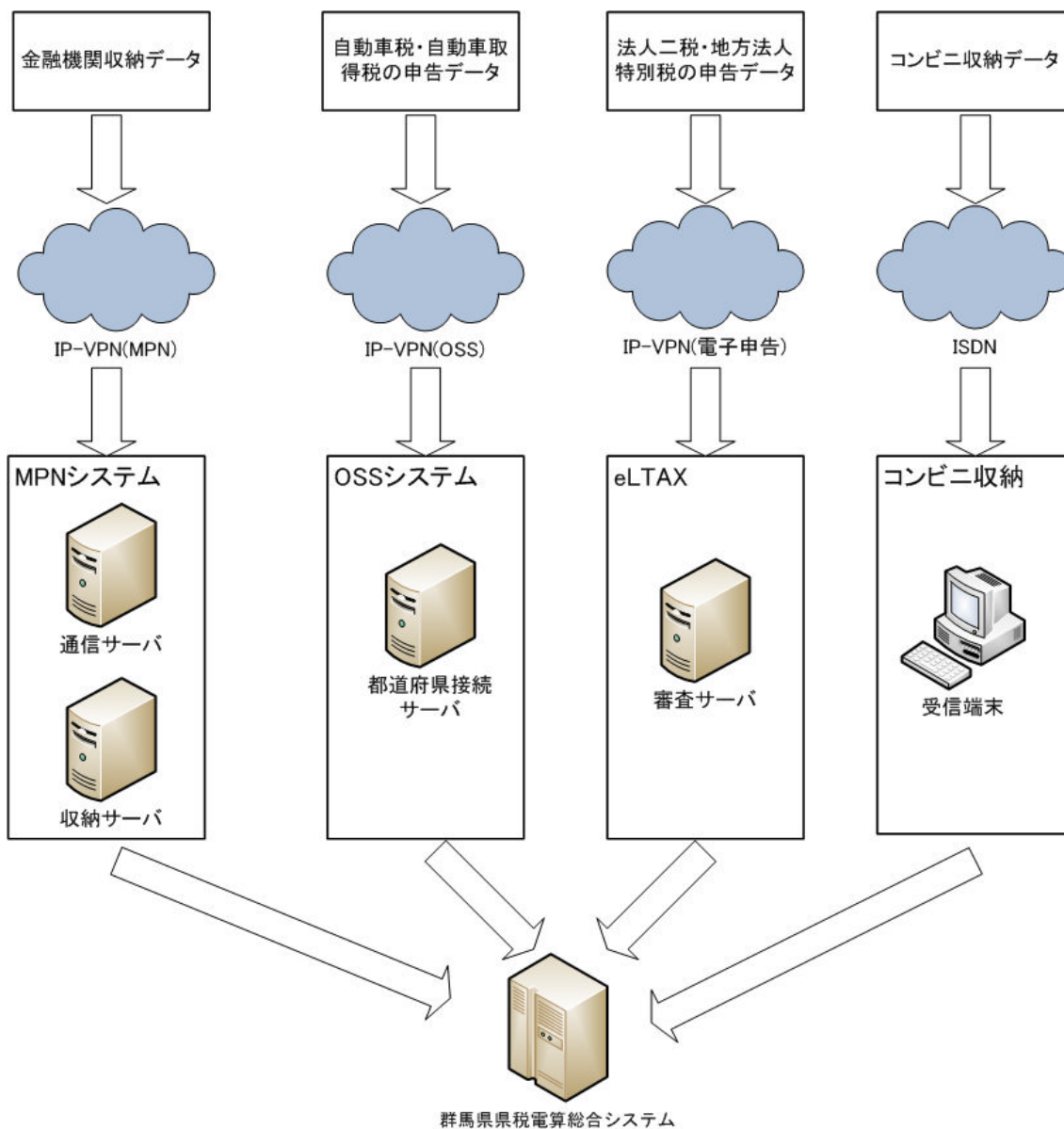
④ 自動車保有関係手続ワンストップサービス(O S S)

- ア O S Sとは、複数の関係行政機関(警察署、運輸支局等、都道府県税事務所等)への申請を一括して行うことができる仕組みである。自動車税・自動車取得税の申告書のデータ授受を行う。
- イ 自動車税、自動車取得税の申告データもO S Sポータルセンターを通じて群馬県の都道府県接続サーバで受信し、群馬県県税電算総合システムに送られる。
- ウ 利用部門は自動車税事務所であり、税務課税務システム係が管理している。
- エ N T Tデータが提供している標準ソフトウェアを使用しており、プログラムの変更開発は発生しない。
- オ 平成19年1月から稼働しており、サーバは、委託先のセキュアデータセンターで管理・運用されている。

⑤ コンビニ収納システム

- ア コンビニ収納県税納付データを、コンビニ収納代行業者からI S D N回線を介して、受信端末(F L O R A 3 3 0)で受信し、群馬県県税電算総合システムに取り込まれる。
- イ コンビニ収納データは、税務課、県税事務所等及び自動車税事務所の全ての事務所で参照される。
- ウ 平成18年1月から稼働している。

【税務システムの概要図】



(2) 群馬県県税電算総合システムの維持管理・運用体制

最高情報統括責任者は群馬県副知事、情報システム部門長は税務課長である。群馬県県税電算総合システムの維持管理・運用は、税務課税務システム係 6 名が担当している。

税務課、県税事務所等及び自動車税事務所に設置している全ての端末(クライアント端末)について、税務課税務システム係が、機器管理、ライセンス管理、ウィルスパターンファイルの更新状況の管理を行っている。

プログラム変更・開発及びプログラム登録といった運用・保守業務については、外部に業務委託している。

(3) 経緯

- 昭和 44 年度 個人の事業税・自動車税の課税業務を電算化し、その後順次業務範囲、税目を拡大
- 平成 8 年度 全税目の電算化
- 平成 17 年度 コンビニ収納、電子納税、電子申告(e L T A X)に対応
- 平成 18 年度 自動車保有関係手続ワンストップサービス(O S S)に対応
- 平成 23 年度 ホストコンピュータからサーバによる処理に変更

(4) 今後の情報システム化計画

- ① 納税者サービスの向上に寄与するシステムとなるよう、群馬県県税電算総合システムの機能改善を行っていく。
- ② リース期間満了に伴う、サーバ・ルータのリプレイスを行う。

(5) 将来的に対処すべき課題

- ① 平成 22 年度においては、税制改正や要望されるシステム修正への対応に時間を要しており、今後、一層の維持費用の増大及び維持管理を行う人員の増大が見込まれていた。また、更なる電子化への対応を行うためには、現状の機器構成では、情報技術の活用・拡張が難しい状況であり、システムの見直しが課題であった。

これに対して、平成 23 年 9 月においてサーバーシステムを導入し、上記課題の解決が図られた。

- ② システムライフサイクルの見極めを行い、再開発の検討を行う。

2. 財務会計システムの概要

(1) システムの構成

- ① 予算編成から執行管理、決算に至るまでの会計事務処理のほか、旅費管理、物品管理、公有財産管理の事務処理を行う県業務の基盤システムである。会計事務を行う 333 の拠点を県庁ネットワークで結ぶリアルタイムオンラインネットワークシステムとして運用し、専用端末 (PC 627 台、PR 354 台) を各所属に配置している。
- ② 主要ユーザ部門は、知事部局の各部経理担当者、警察の経理担当者、教育委員会の経理担当者である。ユーザ数は、およそ 1,400 名で、部門・職位に応じた権限が設定されている。
- ③ サーバは、Unix サーバ・電子収納サーバ・ファイルサーバ等、全 19 台ある。
- ④ クライアント端末は、およそ 380 部署に設置され、全部で 627 台ある。
- ⑤ システムへの直接入力、フロッピーディスクなどの媒体、あるいはネットワークを介したファイル転送等の手段で、財務会計システムにデータを登録する。

(2) システムの維持管理・運用体制

最高情報統括責任者は群馬県副知事、情報システム部門長は会計局会計課長である。財務会計システムの維持管理・運用は、会計局会計課財務システム係3名が担当している。

財務会計システムに接続している全ての端末(クライアント端末)を対象に、機器管理、ライセンス管理、ウィルスパターンファイルの更新状況の管理を行っている。

プログラム変更・開発、及びプログラム登録といった運用・保守業務については、外部に業務委託している。

(3) 経緯

平成7年度	開発業者選定、基本構想策定
平成8年度	概要設計
平成9年度	詳細設計
平成10年度	プログラム開発
平成11年度	予算編成システム稼働 H11.10.18～
平成12年度	執行系システム(歳入管理、歳出管理等)稼働 H12.3.21～
平成13年度	公有財産管理システム稼働 H13.4.2～

(4) 今後の情報システム化計画

平成22年度	基本計画書等作成
平成23年度	予算編成・執行系システムの一部改修
平成24年度	執行系システム改修
平成25年度	総合テスト、公有財産管理システム改修 (10月：予算編成システム稼働)
平成26年度	行政事務用端末へ移行(7月)、専用端末廃止(9月末)

(5) 将来的に対処すべき課題

- ① 新公会計制度(複式簿記・発生主義)への対応
- ② ハウジング等によるコスト削減、利便性向上の検討
- ③ ブラウザ等バージョンアップ対応

3. 税務システム及び財務会計システム共通事項について

(1) 情報システムに係るリスク評価について

「群馬県情報セキュリティポリシー」の規定に基づき、「群馬県情報セキュリティ監査実施要綱」と「群馬県情報セキュリティ監査実施要領」において定期的な情報セキュリティ監査の実施を定めている。

また、情報システムに係る予算の編成時において、情報政策課による情報セキュリ

ティ監査の指摘なども含めリスクの検討を行い、必要な場合はその対策に関する予算を要求し、情報政策課の審査を受けている。

ただし、情報セキュリティ以外の、プログラム変更・開発業務等の内部統制に関するリスク評価が十分に行われていない。

(意見5)

プログラム変更・開発業務等の内部統制に関するリスク評価が十分に行われない場合、問題点などが発見されず業務に影響を与えるおそれがある。情報セキュリティの側面に加えて、プログラム変更・開発業務等のリスク評価を実施することが望ましい。

(2) 委託先の選定について

税務及び財務会計システムの運用・保守業務については、法令に関する高度な知識と経験が求められるため、新規の委託先に依頼することは効率的ではないという理由から、システムの開発当初から取引を行っている委託先と随意契約を締結している。

(意見6)

税務及び財務会計システムに長年携わり、豊富なノウハウを蓄積した委託先を選定することに、一定の合理性があると考えられる。しかしながら、競争入札を伴わない随意契約については、契約金額の高止まりが懸念される上、契約更新時には当該システムの維持管理にかかる契約に関し十分な交渉が難しく、妥当なコストであるかどうかの検討が十分に行えない可能性がある。

システムの再開発を行う際などには随意契約を見直し、他社の見積りも含め委託先を検討することが望ましい。

(3) データベースの直接修正に関するモニタリングについて

障害対応などの暫定対応としてデータベースを直接修正することができる権限を保有している担当者が、データベースに直接アクセスし、税務又は財務会計に係るデータの修正を行うことがある。データベースの直接修正を行う際は、責任者の承認に基づいて行う事とされているが、直接修正に関するログのモニタリングなどは行われていないため、重要なデータが未承認で修正されても発見することができない状態になっている。

(意見7)

伝票チェックや残高確認がなされた後のデータが直接修正された場合に、それを発

見できるような統制が整備されておらず、データベースの直接修正により不正なデータ修正が行われても、発見することができない可能性が高い。

県の税務及び財務会計に係るデータには、課税、収納及び支払に係るような重要なデータがいくつもあり、不正なデータ修正がなされる誘因は低くはない。よって、データベースの直接修正が行われた場合にも、修正ログのモニタリングなどにより、不正行為を発見できるような統制を整備することが望ましい。

(4) 磁気テープの保管について

税務システム及び財務会計システムに係るデータ及びプログラムは、夜間の自動処理により磁気テープにバックアップされている。データは複数の磁気テープに保存（世帯管理）されているが、すべての磁気テープは同一建物に保管されている。

(意見8)

本番環境と同一建物内にすべての磁気テープが保管されているため、地震など大規模な災害が発生した場合に、すべてのバックアップデータが破損、消失し業務の継続に影響を与えるおそれがある。

BCM（事業継続マネジメント）の観点からも、磁気テープの一部をローテーションで遠隔地に保管するなどの対策を検討することが望ましい。

4. 税務システムについて

(1) パスワードの複雑性について

「群馬県情報セキュリティポリシー」において、「パスワードの長さは十分なものとし、文字列は想像しにくいものとする」と定められているものの、実装されているパスワードの複雑さは十分とは言えない状況であり、“ロックアウト（不正アクセスに対してログインを禁止する）機能”も整備されていない。

(意見9)

パスワードの複雑性が脆弱であるにもかかわらず、ロックアウト機能が整備されていないため、パスワードが漏洩し、なりすましによる不正アクセスが行われるおそれがある。

ロックアウト機能を整備することにより、なりすましによる不正アクセスへの対策を講じることが望ましい。

(2) プログラム登録の事前承認について

委託先がプログラムを本番環境へ登録する際、税務課税務システム系の管理者による承認が行われているが、口頭によるのみであり文書による承認は行われていない。

(意見10)

税務課税務システム係と委託先との間でのプログラム登録に関して、誤った登録がなされないように手続を明確にする必要がある。

プログラム登録に関する手続を定め、文書に基づいた承認により責任を明確化した上で、プログラムの登録作業が行われるように承認方法の見直しを行う事が望ましい。

(3) プログラムの棚卸しについて

(2) のとおり、プログラムの登録業務は委託先が行っているが、県は未承認のプログラム登録が行われていないかを発見するための、定期的なプログラムの棚卸しを行っていない。

(意見11)

プログラムの定期的な棚卸しを行っていない場合、未承認のプログラム登録が行われても発見することができず、業務に影響を与えるおそれがある。

システムから出力したプログラムの変更一覧(ログ)をもとに、未承認のプログラムが登録されていないかを定期的に棚卸しする手続を整備することが望ましい。

(3) 群馬県県税電算総合システムについて

(意見12)

群馬県県税電算総合システムは、eLTAX、コンビニ収納等時宜に応じた開発が行われているが、県税事務所等においては、一時的には一人当たり2,000件の収納事務を担当する収納担当者の熟練された能力に依存している場面もあるように見受けられる。これに対しては、滞納整理票の電子化等も検討の余地があるものとする。

また、毎日大量の全県税関係データの受払管理を担当している自動車税事務所担当者の業務は、紙ベースのデータの受払管理業務が主要な業務のひとつとなっている。

例えば、不動産取得税の課税データは、県税事務所等で作成したデータのバッチ入力をを行うため、自動車税事務所が受付し、チェックを行いデータ処理委託先に送付しているが、県税事務所等が市町村から不動産取得通知書を電子データとして入手し、電子データとして課税データを作成することによりバッチ入力事務は不要となる。

紙による欄外等のスペースに課税の根拠となる基礎情報が含まれていたり、各市町村の固定資産税システムの仕様が様々であったりすることから、中長期的課題と考えるが、機械化が可能なところは極力機械化し、担当者の工数を減らすことにより人的対応が必要な内容の検討、対外折衝等の業務に注力することが可能となるので検討の余地もあると思われる。

5. 財務会計システムについて

(1) システムの運用・保守業務に関する委託先との手続について

システムの運用・保守業務は、県庁内に常駐している委託先の担当者が行っている。以下の作業を行う際、会計局会計課の財務システム係が委託先の担当者へ指示することになるが、明確な手続が定められていないため、指示及び承認が、案件ごとに口頭若しくは文書により行われている。文書に基づいた作業指示及び承認が行われない場合、委託先の担当者が不適切な作業を行っても、責任の所在を明らかにすることができないなど、業務に影響を与えるおそれがある。

- ① システム変更の依頼に関する指示と承認
- ② システム変更のテスト結果に関する承認
- ③ プログラム登録の承認
- ④ 新規ジョブの登録に関する指示と承認
- ⑤ 臨時ジョブ実行の指示と承認
- ⑥ データの直接修正に関する承認

(指摘事項1)

文書に基づいた作業指示や承認が行われない場合、指示が適切であったのかを証明することができないなど、業務に対する責任の所在を明らかにすることができないおそれがある。業務に対する責任の所在を明らかにすることにより、不適切な作業が行われる可能性を低減することができるため、文書による作業指示及び承認を義務付けるなどの手続を定める必要がある。

(2) 委託先における開発業務と移行業務の牽制状況について

変更依頼若しくは障害対応などにより、修正を加えたプログラムの本番環境への登録作業は委託先が行っている。プログラムの修正と本番環境への登録業務は、同一の担当者が兼務しており牽制が機能していない。

(意見13)

プログラムの修正と本番環境への登録業務が同一の担当者により行われている場合、必要なテスト手続などを担当者が省略しても発見することができないため、十分な検証が行われていないプログラムが本番環境へ登録され、業務に影響を与えるおそれがある。

プログラムの開発と登録について、担当者を分けるなどの牽制を機能させる対策を講じることが望ましい。

(3) プログラムの棚卸しについて

未承認のプログラム登録が行われていないかを確認するための定期的なプログラムの棚卸しを実施されていない。

(意見14)

上記「意見13」のとおり、開発担当者がプログラムを本番環境へ登録できる場合、十分な検証が行われていないプログラムが、未承認のまま登録されるおそれがある。

したがって、システムから出力したプログラムの変更一覧（ログ）をもとに、未承認のプログラムが登録されていないかを、定期的に棚卸しする手続を整備することが望ましい。このときに、プログラムの変更一覧（ログ）とプログラム登録時に承認を得た記録とを照合することが必要であり、当該手続も同時に整備することが望ましい。プログラムの棚卸しを実施することにより、(2)のリスクは補完されると考えられる。

(4) ユーザ ID の登録・権限変更を管理するシステム権限の付与状況について

財務会計システムのユーザ ID の登録や権限の変更は、会計局会計課財務システム係の要員により行われているが、年度始めの人事異動の際には、部門異動に伴う権限変更の業務など一時的に要員が不足するため、委託先にも業務を行わせている。

ユーザ ID の登録や権限の変更を行うためのシステム権限は、委託先の担当者全員に、年間を通して付与している。

(意見15)

ユーザ ID の登録や権限の管理が適切に行われていない場合、不適切なユーザ ID の登録や権限の設定が行われ、不正な処理が行われるおそれがある。したがって、ユーザ ID の登録が行えるような特別な権限については、日々の業務を行う必要最低限の要員のみが付与し、委託先に対しては、業務量が増加する年度始めなどに一時的に貸与

する等の対策を講じることが望ましい。

